

『山添村土砂等による土地の 埋立て等の規制に関する条例』

令和2年4月1日施行

◎条例の制定背景・目的

有害な物質で汚染された土砂等による土地の埋立て等の行為を規制することにより、土壌汚染及び水質汚濁並びに災害発生の防止を図り、私たちの恵まれた自然環境を次世代に継承し、健康で安全かつ快適な生活を確保するため条例を制定しました。

◎土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等の禁止

何人も、土壌安全基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を行えません。

土壌安全基準とは

埋立て等に使用される土砂等の汚染状態に係る基準で、国が定めた「土壌の汚染に係る環境基準」に準じています。

村は、土壌安全基準に適合しない埋立て等を確認した場合は、埋立て等行為者等に

以下の命令を行い、土壌汚染・水質汚濁を防止します。

埋立て行為者

- ・中止
- ・土砂等の撤去
- ・土壌調査
- ・土壌汚染、水質汚濁防止措置

埋立て委託者

- ・埋立て者に中止させる
- ・土壌汚染、水質汚濁防止措置

土地所有者等

- ・土砂等の撤去
- ・土壌調査
- ・土壌汚染、水質汚濁防止措置

◎特定事業（許可申請が必要な埋立て等）

埋立て等が次の①から④のいずれかに該当する場合は、村長の許可が必要です。

- ①事業区域の面積が500m²以上の埋立て等
- ②当該事業区域と一団と認められる区域で、合計の面積が500m²以上の埋立て等
- ③埋立て等により高さが1m以上となる場合、切土の高さが2m以上となる場合
- ④他の土地への搬出を目的に500m³以上の土砂等を6カ月間以上たい積する場合

◎特定事業の流れ

事前協議 → 事前通知 → 許可申請・許可 → 特定事業の施行 → 完了

土地所有者の
同意書添付

住民説明
表示板設置

土砂等搬入報告
定期的な土壌、水質検査

完了届
完了検査

※事業区域が農地であって、当該区域外からの土砂等の搬入出を伴わない農地整備事業の場合は、特定事業にはあたりません。

◎土地所有者等に求められること

- 事業主等とともに埋立て等の事業を行うにあたり、土地周辺関係者及び通行経路の住民に当該埋立て等の内容の理解を得るよう努めなければなりません。
- 施工に伴う苦情や紛争が生じたときは、誠意をもって解決しなければなりません。
- 埋立て等を行う者に対して土地を提供しようとするときは、その埋立て等による土壌汚染、水質汚濁、災害の発生するおそれがある場合には、当該土地を提供することのないよう努めなければなりません。
- 村長は、特定事業に同意した土地所有者等に使用された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置を命ずることができます。なお、命令に反した場合は、罰則の対象になります。

問い合わせ先

山添村役場 環境衛生課

奈良県山辺郡山添村大字大西151番地

TEL 0743-85-0047 FAX 0743-85-0472

E-mail kankyou-eisei@vill.yamazoe.nara.jp